

平成18年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成18年9月4日(月曜日)

議事日程第1号

平成18年9月4日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第176号
- 日程第5 議案第177号
- 日程第6 議案第188号
- 日程第7 議案第183号から同第187号まで、議案第189号及び同第190号
- 日程第8 議案第178号から同第182号まで
- 日程第9 議案第191号、議案第198号及び同第199号
- 日程第10 議案第192号、議案第204号から同第206号まで
- 日程第11 議案第193号から同第197号まで、議案第201号から同第203号まで
- 日程第12 議案第200号
- 日程第13 陳情第7号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第176号
- 日程第5 議案第177号
- 日程第6 議案第188号
- 日程第7 議案第183号から同第187号まで、議案第189号及び同第190号
- 日程第8 議案第178号から同第182号まで
- 日程第9 議案第191号、議案第198号及び同第199号
- 日程第10 議案第192号、議案第204号から同第206号まで
- 日程第11 議案第193号から同第197号まで、議案第201号から同第203号まで
- 日程第12 議案第200号
- 日程第13 陳情第7号

応招議員 29名

出席議員 28名

1番	甲村	聰	君	2番	保坂	悟	君
3番	笠原	幸江	君	4番	渡辺	重雄	君
5番	中村	実	君	6番	平野	久樹	君
7番	五十嵐	哲夫	君	8番	田原	実	君
10番	松尾	徹郎	君	11番	保坂	良一	君
12番	高澤	公	君	13番	倉又	稔	君
14番	久保田	長門	君	15番	大滝	豊	君
16番	斉藤	伸一	君	17番	伊藤	文博	子君
18番	伊井澤	一郎	君	19番	鈴木	勢子	君
20番	猪又	好郎	君	21番	古畑	浩一	君
22番	五十嵐	健一郎	君	24番	池亀	宇太郎	君
25番	大矢	弘	君	26番	畑野	久一	君
27番	野本	信行	君	28番	関原	一郎	君
29番	新保	峰孝	君	30番	松田	昇	君

+

+

欠席議員 1名

23番	山田	悟	君
-----	----	---	---

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田	徹	君	助役	栗林	雅博	君
収入役	倉又	孝好	君	総務企画部長	野本	忠一郎	君
市民生活部長	小林	清吾	君	建設産業部長	渡辺	和夫	君
総務企画部次長	本間	政一	君	企画財政課長	織田	義夫	君
総務課長	小林	忠	君	青海事務所長	山崎	利行	君
能生事務所長	田上	正一	君	福祉事務所長	小掠	裕樹	君
市民課長	荻野	修	君	商工観光課長	田鹿	茂樹	君
市民生活部次長	早水	隆	君	建設課長	神喰	重信	君
健康増進課長	田村	邦夫	君	建設局長	松沢	忠一	君
農林水産課長	吉岡	隆行	君	ガ入水道局長	小松	敏彦	君
新幹線推進課長				教育長			
消防長							

教育委員会教育総務課長	黒坂系夫君	教育委員会学校教育課長	月岡茂久君
教育委員会教育次長		教育委員会文化振興課長	
生涯学習課長		歴史民俗資料館長兼務	山岸欽也君
中央公民館長兼務	山岸洋一君	長者ヶ原考古館長兼務	
市民図書館長兼務			
勤労青少年ホーム館長兼務			
監査委員事務局長	広川 亘君		

事務局出席職員

局	長 斉藤 隆嗣君	次	長 小林 武夫君
主	事 保坂 英樹君		

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより平成18年第3回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、23番、山田 悟議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、五十嵐哲夫議員、19番、鈴木勢子議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る8月28日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長報告を求めます。

大矢 弘議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

おはようございます。

去る8月28日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成18年第3回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり専決処分の承認が1件、平成17年度決算の認定14件、条例の制定7件、総合計画基本構想1件、財産の取得1件、平成18年度補正予算7件、人権擁護委員候補者の推薦1件、以上の計32件であります。

このうち専決処分の承認については初日、人権擁護委員候補者の推薦については最終日に、それぞれ委員会付託を省略し、即決でご審議いただき、その他の議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審査願いたいものであります。

なお、決算認定の審査において、一般会計の歳入については昨年度、総務財政常任委員会で一括審査を行いましたが、今年度は各常任委員会へ分割付託とし、9月7日の議会運営委員会で最終調整を行い、後日、審査の進め方について周知いたすこととしております。

また、本定例会の会期についてであります。本日9月4日から9月27日までの24日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。日程については、お手元に配付の日程表をごらんください。

次に、請願、陳情の取り扱いについてであります。陳情第7号、「私学助成の大幅増額を求める意見書」に関する陳情の1件が受理されております。本陳情については文教民生常任委員会に付託の上、審査願うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告についてであります。総務財政常任委員長、文教民生常任委員長から閉会中の所管事項調査について報告をしたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認めます。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの24日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月27日までの24日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしましたとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．所管事項調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、総務財政常任委員会並びに文教民生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

齊藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

おはようございます。

去る8月2日に総務財政常任委員会を開催し、「地域情報化の推進について」と「地籍調査について」の2点につきまして審査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

1点目の地域情報化の推進については、前回の総務財政常任委員会において新たな提案について詳細な内容がないことと、補助制度について国の動きや情報不足及び分析資料、比較資料の提示不足から、詳細な内容の提示要望と市長出席要請を行っており、米田市長出席のもと審査いたしております。

冒頭、米田市長より、情報通信基盤整備につきましては、今までいろいろな提案がなされており、調査させておりますが、上越ケーブルビジョン、NTT等から示された新しい提案や考え方について、比較検討する資料という段階にはなっておらず、また、具体的な照会についても回答を得られていないことから、それら資料がまとまった段階で目的や費用について検証し、提案された内容を十分に精査しなければならない。本日は方向性をお示しすることはできませんので、ご了承いただきたい。

また、来年度には、糸魚川地域で整備していく防災や教育関係等を中心としたサービスの展開を行っていきたいと考えており、総務省に対して要望書を提出した旨の説明がありました。

担当部長からは、委員より提出された情報基盤整備に関する質問に対する回答については、JCVの提案、NTTの提案がはっきりした時点で、それについてのサービスの内容、コスト、利用者の負担等をきっちり区分して、そうした比較表をつくる中で、これらの回答も明らかになると思っており、現時点で明快な回答ができないということを、ご了承願いたいとの説明を受けております。

各委員より、主に方針決定のタイムリミットについて活発な質疑が交わされており、米田市長に対し、行政の責任において比較検討資料を出す時期を明確にすべきであるとの意見が出されました。

これに対し、10月10日前後に資料を提出し、どのような方針でいくのか方向性を出したいとの市長答弁がなされました。

2点目の地籍調査については担当課より、土地取引が行われる際、境界確認のため土地の隣接者同士が記憶を頼りに境を確認しているが、境杭や境石があれば問題はないが、現状を見ると、ほとんどそのようなものはない状況である。それで当事者同士、トラブルが起こる。そのような場合、法務局の公図等を資料とし調査するが、この公図は明治時代につくられたものであり、当時の測量機器や考え方もいろいろあって、正確なものになっていない。その後、大規模な地すべりや災害等により形状が変わったりとかして、土地取引に対しては、住民間の経済活動に大きな問題が生じている現状がある。そのような区域を定め、1筆ごとの土地の所有者、地番、地目、面積、形状等を測量調査し、公図を新たに整備する。これにより、社会経済上のいろいろな要求にこたえていくものである。これが国土調査法にいう地籍調査事業であるとの説明から、各地区の進捗状況等を詳細にわたり説明を受け、活発な質疑がございましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務財政常任委員会の所管事項調査を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長、議事進行」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告につきまして、私は総務財政常任委員会の委員でありますから質問はできません。しかし議事進行上、議事録の確認をお願いをしたい。

ただいまの委員長報告では、市長が答弁するに当たって10月10日に方針を示すという考え方、詳細な資料を提出するというお話でしたが、私は総務財政常任委員のメンバーとして、あの上には9月15日に、ここをめどにしてJCV並びにNTTから具体的な情報の提出期限としてある。そして10月10日には行政としての方針を示したい。これに対して委員の論議の中においては、では10月10日まで全く情報が示されないのかという論議が交わされております。そのとき行政側からは、生の情報でよかったらという条件つきでありましたが、9月15日以降に委員会の要請があれば、資料を示すという部分があったと思うんですが、これが委員長報告の中では欠落しておりますが、これは議事録の確認と、これは議会に報告すべき重要な項目ではなかったのか。この点をぜひ正副委員長といたしましては精査してやっていただきたい。

なお、議事録の確認が私の思い違いだということであれば、それで結構であります。所管の委員でありますので、あくまでも質問ではございませんが、議事進行上、議事録の精査をお願いしたい。

以上が、議事進行の趣旨でございます。議長につきましては、配慮をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。これより議事録を精査いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時14分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

今ほどの古畑議員の質問に対して、お答えいたしたいと思います。

実際には、委員会の議事録というものはないということでもあります。ただし、要点筆記としてこちらで控えてありますのでその中を見ますと、確かに古畑議員の質問に対し栗林助役の方からも、生のままのものを吟味したもので提出するような形をとりたいという答弁がありました。ただし、出てきたものをすぐに出せるということについては、考えさせていただきたいということで、市長の方からもその提出については正副委員長と相談した上で、取り計らいをしたいという答弁になっております。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「議事進行」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

議事録の確認をお願いをして、それをやっていただいたので、これ以上やると質問とみなされてしまいますから、これでやめますが。

ただ1点、委員長報告の冒頭に、古畑議員の質問に対してお答えするという話もありましたが、これはもう絶対に質問ではございませんので、議事進行上、議事録の確認をお願いしたということでもありますので、今後のことであろうと思います。ちょっと細かいところの指摘で非常に申しわけありませんが、質問という項目だけはひとつ削除していただいて、議事進行上の議事録の確認ということだけにしていただきたいと思います。と思っています。

委員長、申しわけありませんが、訂正よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

議事進行に対する委員長としての答弁において、古畑議員の質問に対してという言葉が発しましたが、これについては議事録の方から削除していただきたい。議事進行に対しての委員長としての所見を述べたということに、お願いいたしたいと思います。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

当文教民生常任委員会では、閉会中の7月27日及び8月23日に所管事項調査を行っていますので、その経過と結果について報告いたします。

7月27日の調査では、社会福祉施設の現状と課題についてと、社会福祉施策の充実について現地調査を行い、その後、机上調査を行いました。

社会福祉施設の現状と課題についての現地調査は、本年6月に開設した特別養護老人ホーム「みやまの里」の増床施設の見学と説明を受けてきました。

増床した施設は30床、全室個室で、部屋の中にはベッド、整理ダンス、洗面台が備えつけられており、そのほかに今まで家などで使用していたなじみの家具も持ち込めることのできる、糸魚川、青海地域では初めての施設です。

社会福祉施策の充実については、本年4月に開設したこころの総合ケアセンターの見学と説明を受けてきました。

ここでは施設の建物整備は糸魚川市が行い、精神科の診療所及びデイケア施設を医療法人高田西城会が、精神障害者社会復帰施設、地域生活支援センター「こまくさ」を社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会が、それぞれ運営する公設民営方式で行っています。地域生活支援センター「こまくさ」は、こころの総合ケアセンターを建築したことに伴い事務所を移転したものです。

障害者自立支援法では、身体、知的、精神の障害者サービス制度を一元化し、実施主体を市と定めていることから、市はこころの総合ケアセンターを3障害者支援の核にしたいとのことであります。

机上調査は、現地調査に基づき行いました。その主な質疑、答弁を報告いたします。

社会福祉施設の現状と課題については、委員から、入居者の内訳はどの質問に対し、ほとんどが老人保健施設や療養型にいた人で、在宅の人は少ない。これは当地域では初のユニット型ということで、ある程度施設なれしている人などを入居させたものと思うとの答弁がありました。

社会福祉施策の充実については、精神障害者支援に関して、「こまくさ」は上越の「つくしの里」との連携で支援の形を考えていけると思うが、それ以外は市独自で考えなくてはならない。これは大変な課題ではないかとの質問に対し、支援体制については、10月からすぐ行えるものではないと考えている。要綱案では地域性を出してもいいことになっており、市独自で行えるものは行いたいと思っているが、県の説明では、事業メニューにないものは国の補助金は出ないと言っているので、どこまで行えるか不安なところはある。しかし、今一番必要なことは緊急のショートステイで、これはメニューにはないが、障害に関しては介護保険のように申請日までさかのぼってサービスを受けることはできない。そのため、すぐショートステイを使いたいという人が出てきた場合の対応として、緊急ショートステイだけは行いたいとの答弁でした。

また、補装具の支給について、市は代理受領方式で行うという考えでよいかとの問いには、代理受領方式で行いたいと考えているとの答弁がありました。

8月23日の調査は社会福祉施設の充実について、福祉有償運送及び地域医療体制についての2点を行っています。いずれの調査も担当課より資料に基づき説明を受け、その後、質疑応答を行いました。

まず、福祉有償運送については、委員より、糸魚川版のガイドラインを設けなければならない理由は何かとの質問に対し、国からの通知では、単独では公共交通機関を利用することが困難な者であるが、対象者を明確にする必要があるため、NPO法人に対し糸魚川市の地域の特性を勘案して、国のガイドラインに加え、単独では公共交通機関を利用することが困難な対象者を限定すること。また、損害賠償措置について、国の基準では対人8,000万円以上、対物200万円以上となっているが、大事故を考えた場合、対人、対物無制限が望ましいなどを協議した上で、あくまでも国のガイドラインが基本ではあるが、糸魚川市としての地域性、特性を付加した糸魚川版ガイドラインを設ける必要があるとの答弁がありました。

また、運営協議会で話し合われている現在の状況はどうかとの質問には、運営協議会で話し合われている要点は、1、運送主体、2、運送対象者、3、使用車両、4、運転者の資格要件、5、損害賠償、6、運送対価（有償ボランティアの料金）、7、管理運営体制、8、法令厳守の8項目であり、これについて協議をしている。

議論の中で、ボランティアが対象とする人をどのように把握するか。運転者の研修と免許証など資格要件、運送の対価についてどのような料金体系にするかなどが、主な論点になっているとの答弁がありました。

地域医療体制については、糸魚川地域医療体制整備推進会議の専門プロジェクトは年度内に方向性は出るのかとの質問に対し、県と確認をしているが、できれば年度内に方向性を出したいと思っている。メンバーにはさまざまな立場の人がおり意見調整、合意がどこまでできるかにかかっている。ただ、年度途中であっても合意が得られたものについては、最終的な取りまとめに至らなくても、できるものから随時手をつけていきたいと思っているとの答弁がありました。

先日の報道番組で、救急車利用者の半数以上が、緊急性はなかったと報道されています。半数以

上が救急車を利用しなくてもよいということになれば、医師の負担が相当軽くなる。行政としてPRできないものかとの質問には、救急医療の負担を軽減するためにも、本当はPRしなくてはならないが、これは救急車を利用するなととられないのでPRは非常に難しい。市民からシンポジウムの形で理解をしてもらい、それをお知らせするような形ができればと思っているとの答弁でした。

その他、委員からは多くの活発な質疑、意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。以上で、文教民生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認めます。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

+

+

日程第4．議案第176号

議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第176号を議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、当面する問題について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成18年第3回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会におきましては、総合計画基本構想の策定をはじめ平成17年度の決算認定、条例の制定、改正、補正予算など32件の議案のご審議をお願いいたしたいものであります。

議案の内容につきましては後ほどご説明させていただきますが、この機会に当面いたしております主要事項4点につきましてご報告申し上げます。

最初に、平成18年度の普通交付税の算定結果についてご報告申し上げます。

交付基準額は前年度に比べ6.8%減の75億9,800万円となり、さらに3,200万円の調整減により実際の交付決定額は75億6,600万円となっております。前年度の決算額と比べますと5億8,300万円の減という結果で、国勢調査による人口の減、税源移譲による基準財政収入額の増が減額の主な要因であります。

なお、当初予算では、普通交付税を72億円と見込んでおりましたので、3億6,600万円の増となりますが、大変厳しい状況に変わりがないことから、今後とも経常的経費の削減や事務事業の見直し等を行い、健全な財政運営に努めてまいります。

2点目として、後期高齢者医療制度についてご報告申し上げます。

本年6月21日に公布された健康保険法等の一部改正により、平成20年4月から75歳以上の高齢者の医療制度を独立させた、後期高齢者医療制度が創設されることになりました。このため都道府県の区域ごとに市町村が広域連合を設立して保険料の設定、賦課決定、医療費の支給事業を行い、運営することになります。去る8月21日には、県内全市町村の参加により新潟県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が設立されており、本年12月に各市町村議会の議決をいただき、来年1月に広域連合を設立する予定で準備が進められております。

この制度は、高齢者の自己負担を1割、現役並み所得者は3割としており、残りの医療費について公費で約5割、現役世代からの支援で約4割、高齢者の保険料約1割で負担することになります。

負担の方法は、現役世代からの支援につきましては、国保や被用者保険が加入者数に応じて負担することになり、高齢者の保険料につきましては、原則的に年金から天引きすることとされております。

また、65歳から74歳までの前期高齢者につきましては、独立の制度とはせず、これまでどおり国保や被用者保険に加入したままで財源調整がされることとなります。

なお、広域連合設立準備委員会への本市の負担金につきましては、本日提案の一般会計補正予算に計上いたしております。

3点目として、一般家庭の廃食用油の回収について、ご報告申し上げます。

本年4月から、家庭で使用済みの食用油は指定日に、ごみ収集委託業者へ直接持ち込んでいただく方法で、市民の皆様にご協力をお願いいたしておりますが、ほとんどが市販品を使って固めたり、紙や布にしみ込ませて燃やせるごみに出されている現状であります。このため今年10月から、市内のスーパーマーケット6店のご協力をいただき、市民の皆様から廃食用油をペットボトルなどの容器に入れて、指定する日曜日の一定の時間に各店舗の回収場所へお持ちいただく拠点回収を行うことにいたしましたものであります。

また、回収した廃食用油は回収業者が軽油代替燃料であるBDF（バイオ・ディーゼル・フューエル）に精製し、ごみ収集車の燃料として再利用することといたしております。BDFは軽油と比較して、地球温暖化につながる二酸化炭素や、気管支炎の原因となる黒煙の発生量が少ないなど、環境にやさしいエネルギーとして注目されております。市民の皆様には広報紙等で周知し、回収にご協力いただけるよう呼びかけてまいります。

最後に、帝国石油株式会社が予定しております天然ガスパイプラインの増強計画について、ご報告申し上げます。

上越市から、当時、青海地域までの天然ガスパイプラインを増強する計画について、6月末に帝

国石油株式会社から説明を受けております。この計画は、上越市三田から能生地域の楨地区までの区間と、糸魚川地域の南押上地区から青海地域の田海地区までの区間について、新たにパイプラインを建設するものであり、本年中に測量、地質などの調査とルート決定を行い、来春には工事に着手をし、平成21年6月に供給を開始する予定とのこととあります。

また、楨地区から南押上地区までの区間は、当面、現状のルートをそのまま活用する方向であり、工事による交通渋滞の心配をいたしておりました能生地域から浦本、大和川地区にかけての国道8号での工事は、今回の計画には含まれておりません。現時点では、詳細な建設ルートが決定されておきませんが、工事中の安全や交通渋滞の防止など市民生活に大きな支障を及ぼさないよう、事前の対応について協議を進めてまいります。

なお、この計画は、当地域における天然ガス需要量の増加を見込み、天然ガス輸送力の増強を目指したものであり、当市における都市ガスの安定供給と、地域産業の発展につながることを期待いたしております。

以上、当面する主要課題につきましてご報告申し上げましたが、議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。

引き続きまして、提案いたしております議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第176号は変更契約の締結の専決処分の承認についてでありまして、中能生小学校体育館改築建築工事について、2億3,835万円の契約金額を2億4,478万2,300円に変更いたしましたものであります。工期につきましては、変わらず340日間であります。

詳細につきましては、この後、所管の部課長に説明をいたさせます。

以上であります。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔企画財政課長 織田義夫君登壇〕

企画財政課長（織田義夫君）

それでは議案第176号の専決処分の経過と理由について申し上げます。

本工事は、中能生小学校体育館改築建築工事として本年の3月定例会で工事請負契約の締結について議決をいただき、工事を施工してまいりましたが、基礎工事において基礎支持層が当初計画より深い位置にあることが判明しました。地耐力を確保するには、すべての独立の基礎の下に支持層までコンクリートを打設する必要が生じ、工事費が643万2,300円増額となることになりました。

本工事は平成17年度の国の補正予算により補助採択となり、18年度へ繰り越したもので、急ぎ工事を進めていく必要がありますことから去る7月19日に専決処分をし、変更契約を締結したものであります。

なお、事前の地質調査不足につきましては十分反省し、今後の工事の調査、設計に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂良一議員。

11番（保坂良一君）

基礎の設計に当たり、変更は基礎の変更だということでございますが、この設計に対して当初、設計の事前調査、地質調査、ボーリング等、どの程度の調査をしたのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答えをいたします。

当初の設計に当たりまして、ボーリング調査1カ所実施をしております。そのほか現在の校舎を建築したときに、これは昭和63年建設でございますが、そのときの地質調査がございましたので、その箇所とあわせまして、そこから類推をできるということで、今回の体育館の建設に当たりましては1カ所でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂良一議員。

11番（保坂良一君）

前日も調査をしたということでございますが、体育館の面積に対して今回は1カ所だと。前は何か所やられたんです。それで前回の地耐力が出るまでには何メートルくらいあったのか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答えいたします。

前回の調査、昭和63年の校舎のときは3カ所でございます。それで、そのときの地耐力というのは、ちょっと今資料がございませんので、大変申しわけありませんが、今申し上げました3カ所、それから今回実施した1カ所のボーリング調査、これに基づき深いところでも1.2メートルという推計で実施したものでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

保坂良一議員。

11番（保坂良一君）

前回の調査があったということでございますけれども、やはりこれだけの建築の工事をやる以上は、もう少し精査した地質調査が必要じゃないかと思っておりますので、今後はこんなことのないように

ひとつお願いしたいと思います。要望しておきます。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第176号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

+

+

日程第5．議案第177号

議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第177号、平成17年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

議案第177号の平成17年度一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

平成17年度は私にとりまして、市長として迎えた初めての年度でありまして、能生地域、青海地域、糸魚川地域がそれぞれ育んできた風土を受け継ぎ、人、自然の資源、技術などをつなぎ、この地域のよさを生かして元気なふるさとづくりに取り組んでまいりました。

こうした中、決算の歳入におきましては、予算現額311億5,571万円に対しまして、収入

済額は308億2,157万円で、不納欠損額は1,089億円、収入未済額は8億3,176万円となっております。

次に、歳出につきましては、予算現額311億5,571万円に対しまして、支出済額は291億2,467万円、翌年度繰越額11億283万円、不用額は9億2,821万円であります。

歳入歳出差引残額は16億9,690万円となっておりますが、繰越明許費にかかる財源が2億7,231万円でありますので、実質収支は14億2,459万円の黒字となるものであります。

以上であります。十分なるご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

おわびをいたしまして、訂正をお願いをさせていただきたいと思っております。

歳入の説明の中で、不納欠損額は「1,089万円」と申し上げるところ、「1,089億円」と説明をさせていただきましたが、ご訂正を願いたいと存じます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、決算の大綱質疑にとどめますようご協力お願いいたします。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

ただいまの決算について、2、3質問させていただきます。

歳入の収入未済額及び不納欠損額、合併して大きくなったというものの非常に大きな額、このほかに不用額、ものすごく想像以上に大きい額になっております。それぞれの理由があったんだろうと思いますが、特に市税の関係について伺いますが、自主財源の根幹をなしとする歳入総額の18.9%を市税が占めております。

その中で、この監査意見書の中にもありましたが、税の公平性等々を考えたときに、やはり何か金額が非常に収入未済額が大きいんじゃないかなという感じがします。これについて追跡調査とかいろいろの関係、取り組みを望むということで意見書にも書かれておりますが、この収入未済額の4億5,689万円、これ現年課税額が7,634万円余りでわずかなんですが、滞納繰越額が3億8,055万円という、この辺の非常に大きくなってきた要因と伺いますか、その辺を、まず伺いたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田上市民課長。〔市民課長 田上正一君登壇〕

市民課長（田上正一君）

お答え申し上げます。

今議員から指摘されましたように、特に滞納分の繰り越し分の未済額につきましては、大変多くなっております。これらにつきましても今このようなことから、県の方から職員を派遣していただきまして、これらの滞納処分等の指導等をいただきまして、この滞納処分をしながら収入未済額等を減らしていきたいということで頑張っておるところでもございますし、また、それぞれ各担当に

おきまして、そのようなところでございます。

そのようなことから、特に収入未済額の増減につきましては1つは、正確なもので分析をしとりませんけれども、一部ではございますけれども、能生地区におきまして今まで納税組合があったものというところにつきましては、ほぼ100%ということになつとるわけでございますが、納税組合の解消等におきまして若干滞納がふえてきておるんじゃないかなと、こう思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

今の収入未済額については、能生地区の納税奨励金の関係が非常に大きいかなという考え。私が言いたいのは税の公平性、税の義務がある市民に対してやはり市として要求していかないと、だんだん大きくなるばかりだということを申し上げたいんで。

もう1点、その次に不納欠損額、これは監査意見書、この中でも見ていきましたら生活困窮者、所在不明、無財産と簡単に書いてあるんですが、地方税法に基づいて処分したと。その中で、やむを得ないということで認められるということで書いてありますが、果たしてそうでしょうか。この中に悪質な滞納者とか、こういう形の中で追跡調査等をやっておられるのかどうかという考え方。

それで先ほど申し上げました、私、能生のとき平成7年までは100%でした、この徴収率は。その後、外国人だとか、いろんな形で倒産という形で徐々にふえてきましたが、この額を見てびっくりしとるんですが、この中で5年だとか3年とか時効消滅だとか、果たしてそのまま、時効消滅だからそれでいいのかというとらえ方もあると思うんですよね。

例えばこの208名、1,089万円のうちの内訳を見ていったら208名なんですね。このうちの175人、84%が5年経過の時効消滅なんです。これ手続きしないから、そのまま調査していかなければ、ふえるばかりになると思うんですよね。その辺も今3点ほどの時効だとか、あれの処分の仕方が3年経過によるものとか、直ちに消滅とか、時効消滅というような形であるんですが、この辺がだんだんふえてきとると思うんですが、その辺の追跡調査的なものを、どんな形で考えておられるのか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田上市民課長。〔市民課長 田上正一君登壇〕

市民課長（田上正一君）

お答えを申し上げます。

この不納欠損額につきましては、今議員からご指摘ありましたように、それぞれ5年、3年というような時効を迎えているわけですが、これにつきましてはそれぞれ預金調査、あるいは財産調査等々を行いながらどうしても徴収できないもの、これにつきまして不納欠損とさせていただいてるわけでございます。

特に、今年度1,000万円ということでございますが、昨年がたまたま糸魚川、青海を合わせまして2,200万円ということございましたので、金額的にはたまたま青海さんの方で、今ま

で歳入が見込めなかったものを、昨年、合併前に不納欠損をしてまいったということもございます。そのようなことからいづれにいたしましても、この不納欠損額につきましても、それぞれ法に照らし合わせた不納欠損をこれからもしなければならない。やむを得ないといいますが、要するに法に照らし合わせて欠損をさせていただいたものでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢議員。

25番（大矢 弘君）

それについては、今課長答弁がありましたんで、そのように努力をしていただきたい。

ただもう1件、市税のほかにもちょっと調べていきましたら、この意見書の中にもあったんですが、財源確保のためだけでなく、受益者間の公平性を確保のためにもということで、未納者の実態に応じた適切な対策を講じられたいという項目で監査意見がされております。

この項目は何かというと、使用料及び手数料の中で収入未済額が1,015万円もあるんですね。そのうちの中身を見ていったら86.6%が市営住宅の家賃、駐車場だとかです。市営住宅は若者向けだとか、去年も大和川ですか田伏ですか、あの辺で若者向けとか家族向けということで安く供給して、市から出ないように、なるべく市にというようなことで、市営住宅を確保したりしてあるわけですが、この市営住宅の家賃がこんな形で収入未済額というのはちょっと信じられない。内容的にもし説明できることがあれば、説明をいただきたいなということなんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

お答えいたします。

市営住宅につきましては、やはり低所得者を対象にしておりますので、どうしても家賃の滞納者が多いわけですが、何とか全額でなくてもわずかでもいいから、月々計画的に納めていただくように指導をしているところでございますが、確かにご指摘のとおり非常に多い額でございますので、今後とも何とか家賃を納めていただきたいということで、督促なりをしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第6．議案第188号

議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第188号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第188号は、集合支払特別会計の歳入歳出決算認定であります。

歳入は、予算現額6億753万円に対しまして、収入済額は5億5,200万円であります。

歳出は、予算現額6億753万円に対しまして、支出済額は5億5,200万円であり、歳入歳出差引残額はゼロとなっております。

以上であります。十分なるご審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務財政常任委員会に付託いたします。

日程第7、議案第183号から同第187号まで、議案第189号及び同第190号

議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第183号から同第187号まで、議案第189号及び同第190号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第183号は、柵口温泉事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額2億8,905万円に対しまして、収入済額は2億7,863万円であります。

歳出は、予算現額2億8,905万円に対しまして、支出済額は2億6,981万円であり、歳入歳出差引残額は883万円となっております。

議案第184号は、宅地造成事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額6億3,344万円に対しまして、収入済額は6億3,263万円であります。

歳出は、予算現額6億3,344万円に対しまして、支出済額は6億3,263万円であり、歳入歳出差引残額は582円となります。

議案第185号は、公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額32億6,293万円に対しまして、収入済額は31億9,297万円であります。

歳出は、予算現額32億6,293万円に対しまして、支出済額は31億9,055万円であり、歳入歳出差引残額は242万円となっておりますが、繰越明許費にかかる財源が216万円でありますので、実質収支は26万円の黒字となるものであります。

議案第196号は、集落排水・浄化槽事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額3億2,878万円に対しまして、収入済額は3億826万円であります。

歳出は、予算現額3億2,878万円に対しまして、支出済額は3億758万円であります。歳入歳出差引額は67万円となっております。

議案第187号は、簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額3億149万円に対しまして、収入済額は2億7,841万円であります。

歳出は、予算現額3億149万円に対しまして、支出済額は2億7,343万円であり、歳入歳出差引額は497万円となっております。

次に、議案第189号及び議案第190号の水道事業会計とガス事業会計の決算認定について、ご説明申し上げます。

まず、水道事業会計では、収益的収支につきましては、収益総額6億5,587万円に対しまして、費用総額は4億6,542万円で、当年度純利益は1億7,254万円であります。

ガス事業会計では、収益的収支につきましては、収益総額12億4,382万円に対しまして、費用総額は10億9,667万円で、当年度純利益は1億751万円であります。

以上であります。十分なるご審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。申しわけございません。訂正をさせていただきたいと存じます。

「議案第186号」を「議案196号」と申し上げまして、陳謝しておわびをさせていただきます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第178号から同第182号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第 8、議案第 178 号から同第 182 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 178 号は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額 44 億 2,588 万円に対しまして、収入済額は 48 億 4,294 万円であります。

歳出は、予算現額 44 億 2,588 万円に対しまして、支出済額は 43 億 6,444 万円であり、歳入歳出差引残額は 4 億 7,849 万円となっております。

議案第 179 号は、国民健康保険診療所特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額 1 億 2,650 万円に対しまして、収入済額は 1 億 2,811 万円であります。

歳出は、予算現額 1 億 2,650 万円に対しまして、支出済額は 1 億 2,231 万円であり、歳入歳出差引残額は 580 万円となっております。

議案第 180 号は、老人保健医療特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額 63 億 6,711 万円に対しまして、収入済額は 62 億 3,718 万円であります。

歳出は、予算現額 63 億 6,711 万円に対しまして、支出済額は 62 億 3,569 万円であり、歳入歳出差引残額は 149 万円となっております。

議案第 181 号は、介護保険事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額 42 億 2,344 万円に対しまして、収入済額は 42 億 4,122 万円であります。

歳出は、予算現額 42 億 2,344 万円に対しまして、支出済額は 41 億 5,730 万円であり、歳入歳出差引残額は 8,392 万円となっております。

議案第 182 号は、土地取得事業特別会計の歳入歳出決算認定でありまして、歳入は、予算現額 101 万円に対しまして、収入済額は 101 万円であります。

歳出は、予算現額 101 万円に対しまして、支出済額は 101 万円であり、歳入歳出差引残額はゼロとなっております。

以上であります。十分なるご審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

たびたび申しわけございません。国民健康保険事業特別会計の歳出のところで、支出済額の「43 億 6,445 万円」と説明をしなくてはいけないところを、「43 億 6,444 万円」と申し上げまして、訂正をさせていただきたいと存じます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第9．議案第191号、議案第198号及び同第199号

議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第191号、議案第198号及び同第199号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第191号は、消防組織法の一部改正をする法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでありまして、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行いたいものであります。

次に、議案第198号の糸魚川市総合計画基本構想の策定について、ご説明いたします。

総合計画の策定につきましては、昨年8月に公募委員4人を含む市民の委員30人から構成された総合計画審議会を設置し、18回にわたる審議をいただいております。

この間、市議会議員の皆様からご意見をお聞かせいただいたほか、各地域審議会や市民の皆さんからご意見をお聞きする機会を設け、それぞれの意見を踏まえながら去る8月3日に総合計画審議会の清水会長さんから、総合計画の基本構想案及び基本計画案の答申をいただきました。提案いたします総合計画基本構想は、この答申を尊重した内容となっております。

基本構想の要点について説明申し上げます。

この計画は平成19年度を初年度とし、平成28年度を目標年次とする10カ年の計画で、当市のまちづくりの目標と施策の大綱を示しております。この基本構想に基づき基本計画、実施計画を策定し、まちづくりの目標に向けた計画の推進に努めてまいります。

なお、基本計画につきましては、議員各位に参考資料として配付いたしております内容で策定する予定といたしております。

まず、まちづくりの目標であります、目標とする都市像を新市建設計画と同様に、「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」といたしました。

また、まちづくりの将来指標といたしまして、平成28年度の目標想定人口を4万4,000人といたしました。この目標の実現に向け人口減少に歯どめをかけ、定住を促進することを重要ととらえ、「産業振興による仕事づくり」「安全・安心な暮らしづくり」を重点方向といたしました。

さらに、この方向を支える「ひと」「もの」「情報」が交流する基盤づくりといたしまして、「コミュニティとひとづくり」「交通ネットワーク基盤づくり」「情報通信ネットワーク基盤づくり」を重点にとらえ、行政全般にわたる6項目の施策を展開する計画であります。

6つの施策大綱として、健康福祉分野では「すこやか やすらぎ 支え合いのまちづくり」、教

育分野では「明日を担うひとづくり」、生活基盤分野では「便利で快適なまちづくり」、産業分野では「交流いきいき産業のまちづくり」、生活環境分野では「環境にやさしい安全・安心のまちづくり」、地域づくり・自治分野では「自立と協働のまちづくり」を、それぞれ目標として計画を進めてまいります。

以上、説明いたしましたとおり、総合計画基本構想を策定したいことから、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決をお願いいたします。

議案第199号は、財産の取得についてでありまして、市道の除雪を迅速に行い冬季間の交通を確保するため、ロータリ除雪車1台を取得したいものであります。

取得予定価格は2,097万9,000円、契約の相手方は、北陸自動車株式会社であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

なお、議案第198号、総合計画基本構想の質疑に関しては、大綱にとどめますようお願いいたします。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務財政常任委員会に付託いたします。

+

+

日程第10．議案第192号、第204号から同第206号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第192号、議案第204号から同第206号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第192号は、特定賃貸住宅条例の一部改正でありまして、若者世帯向け住宅を設置し管理するため、所要の改正を行いたいものであります。

次に、議案第204号は、平成18年度の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ374万円を追加し、総額を35億8,351万円といたしております。

歳出の主なものは、平成17年度分の消費税及び地方消費税の確定に伴う追加であります。

議案第205号は、平成18年度の集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ45万円を追加し、総額を3億8,298万円といたしております。

歳出の主なものは、公共下水道と同様、平成17年度分の消費税及び地方消費税の確定に伴う追加であります。

議案第206号は、平成17年度の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)でありまして、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、総額を7億323万円といたしております。

歳出の主なものは、市道改良事業に伴い支障となった経年管を布設替えるものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

1点訂正をお願いいたします。

議案第206号を、「平成18年度」の簡易水道事業特別会計補正予算であるわけでありましたが、「平成17年度」と申し上げましたので、ご訂正いただきたいと思います。

議長(松尾徹郎君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

鈴木議員。

19番(鈴木勢子君)

議案第192号の糸魚川市特定賃貸住宅条例改正についてであります。別表の1と2で、それぞれの金額が示されております。

去る8月25日付の「広報いといがわ おしらせばん」の9ページ、ここでの入居者募集についての記載ですが、合併して特定賃貸住宅、田伏と旧青海町の寺地住宅ですが、それぞれ「おしらせばん」で掲載してあるわけですが、この議案の金額との差、別表1では梶屋敷団地における3LDKを4万3,000円としてます。若干の相違があるわけですが、これはどこからきているのか。

それから別表2につきまして、同じく駐車場の料金であります。旧青海町の寺地住宅に関しては2,100円、こちらは2,600円。合併がなされて2年目においてのこの条例改正で、こういうわずか500円の差ですが年間にしたら6,000円。利用者にとってはいかがなのかと。

一体感という言葉がよく出されますが、ここには何か市側の理由があるんでしたら、この場でお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長(神喰重信君)

お答えいたします。

今回条例を改正させていただきます若者向け住宅の家賃につきましては、同規模同種のものと比較して、確かに安く設定してございます。というのは若者支援ということで、特に低めに設定をさせていただいたわけでございます。ただし駐車場につきましては、同じ梶屋敷住宅の駐車場料金と同一ということで設定をしたものでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

ただいまの建設課長の答弁ですと、私はちょっと納得できないんですよ。若者向けに安く4万3,000円に設定した。そうしますと、まずこの「おしらせばん」の4万5,000円と5万円というふうに分けてますね。これは面積で2DKと3DKの違いですね。それから寺地住宅は5万円から5万1,000円。そうすると、いずれも同じ若者向け、旧青海町は特公、特公と言ってましたけども、場所は違うけども同じ市内ですね、合併して。いずれ全部4万3,000円に変えていくという方針なんですか。

それから駐車場についても、確かに梶屋敷は皆2,600円に設定されてますが、同じところで、面積もほとんど変わらないというところで、これはいかがなのかと。これもじゃあ逆に2,100円に今後していくのか、2,600円ですしていくのかと。ここのあたりをもう少し明確にお答えください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

お答えいたします。

若者向け住宅につきましては、年齢制限で退去していただくという条件がございますので、特に若い世代に限定するというので、ほかの住宅とは別に考えております。

駐車料金につきましては同じ2,600円ということで、それぞれ住宅によって料金が違うわけですが、これはこのまま、いわゆる同一にするという考えは今のところは持っておりません。

以上でございます。

〔「議長、休憩」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時23分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

大変説明不足で失礼をいたしました。

住宅家賃につきましては、それぞれ建築年次だとか、あるいは地価だとか、あるいは同じ3LDKでも規模によりまして設定をしておりますので、したがって、一応家賃の月額はこのまま統一をするということではなくて、それぞれ住宅によりまして設定をしていくということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

あまり私は納得できなかったんですが、市民の立場でとらえたらいかがかないということで、建産の常任委員会にも付託されておりますので、192号に関しては、そちらで十分審議されるかと思いますが、たまたま議案の上程前に、「広報おしらせばん」で詳細に載ったものですから、同じ3LDKといっても全体の床面積ですよ。古いものが、もう数年前に建ったものが高く、新しいものがこういう設定だと、入居者も「あれっ」と思うと思うんですね。その辺を私はこの場で、上程されたのを機会に聞いたわけです。

市長のこれは考えで、建設課長というよりも市長は今後、この特定賃貸住宅に関しては駐車場も含めて、合併しましたので精査していかなきゃいけない問題ではないかなと思うんですね。若干の賃金のあれはありますけれども、今この4万3,000円の。じゃあ簡単に、市長のお考えを、この場でちょっとお聞かせいただけますか。

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

神喰建設課長。〔建設課長 神喰重信君登壇〕

建設課長（神喰重信君）

先ほども申しましたとおり、それぞれの地域によりまして地価、あるいは建設年次、あるいは間取りの大きさ、面積等によりまして決定した額でございますので、これにつきましては市内同一料金にするという考えは今のところ持っておりません。

駐車場につきましても、それぞれの団地の地価等によりまして決めさせていただいたわけですので、これについても同一に設定する予定は今のところございません。

以上でございます。

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員に注意いたします。これは建設産業常任委員会に付託されておりますので、質問内容については、よく整理をして質問していただきたいと思えます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 11 . 議案第 193 号から同第 197 号まで、議案第 201 号から同第 203 号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第 11、議案第 193 号から同第 197 号まで、議案第 201 号から同第 203 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 193 号は、障害者地域生活支援センター条例の制定についてでありまして、障害者自立支援法の施行に伴い、精神障害者社会復帰施設の地域生活支援センターの事業体系が変更になるため、地域生活支援センターの事業等について必要な事項を定めたいものであります。

議案第 194 号は、精神障害者社会復帰施設条例の一部改正でありまして、障害者自立支援法の施行に伴い、地域生活支援センター「こまくさ」が平成 18 年 9 月 30 日をもって精神障害者社会復帰施設でなくなるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 195 号は、国民健康保険条例の一部改正でありまして、国民健康保険法の一部改正及び出産育児一時金の引き上げに伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 196 号は、医療技術者就学資金貸与条例の一部改正でありまして、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 197 号は、小学校及び中学校施設使用条例の一部改正でありまして、田沢小学校のグラウンド夜間照明施設の完成に伴い、使用料を定めたいものであります。

次に、議案第 201 号は、平成 18 年度の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 1 億 7,120 万円を追加し、総額を 45 億 2,846 万円といたしております。

歳出の主なものは、保険財政共同化安定化事業が創設されたことに伴う拠出金と、出産育児一時

金の増額に伴う追加であります。

議案第202号は、平成18年度の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ333万円を追加し、総額を1億3,239万円といたしております。

歳出の主なものは、故障しました心電計の購入費であります。

議案第203号は、平成18年度の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ8,766万円を追加し、総額を42億6,968万円といたしております。

歳出の主なものは、平成17年度実績の確定に伴い、介護給付費を国・県・支払基金に返還するものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第12．議案第200号

議長（松尾徹郎君）

日程第12、議案第200号、平成18年度糸魚川市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第200号は、平成18年度の一般会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出をそれぞれ4億5,269万円を追加し、総額を293億6,136万円といたしております。

歳出の主なものは、2款、総務費では、能生事務所と隣接する能生地区公民館の耐震診断。糸魚川地区頭山でのテレビ中継局移転に伴う補助。根知地区が指定された県の地域プロジェクトモデル事業の追加であります。

3款、民生費では、冬季集落保安要員報酬の追加と、障害者自立支援法施行に伴う予算の組み替えや財源変更。

4款、衛生費では、糸魚川総合病院の産婦人科病棟施設改善に伴う補助金の追加であります。

5款、労働費では、ふるさと就職資金預託金の追加。

6 款、農林水産業費では、大和川での漁港海岸保全施設整備事業の追加。

7 款、商工費では、景気対策緊急特別資金、中小企業振興資金預託金などの追加。温泉を活用した健康づくり大学の指定を受けましたことから、そのためのプログラムを構築する経費を計上いたしております。

また、10 款、教育費では、電力基金の助成採択を受け、大和川地区公民館の太陽光発電設備工事と、市民総合体育館の天井の修繕工事費の追加をいたしております。

次に、歳入の主なものは、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び市債の追加であります。並びに市債の減額であります。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21 番（古畑浩一君）

32 ページ、33 ページ、4 款、衛生費、この中の5 目、医療対策費における産婦人科病棟環境改善事業補助金4,000 万円。この4,000 万円計上に至る経緯を、まずお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

現在、地域の産婦人科の医療機関としては糸魚川総合病院になるわけでございますが、産科の医師が非常に不足しているということで、その確保についていろいろ努力をしております。

またそういう中で、医師不足に対して派遣元の富山大学からいろいろ通告を受けておまして、例えば糸魚川病院で独自に医師の1 名を確保とか、あるいは出産件数の200 名の確保とか、そういうことができなければ、糸魚川の産婦人科の存続は難しいということの中で、産婦人科の存続のために、1 つは出産件数を確保すること、もう1 点は医師の確保を容易にすること。そういうふうな条件を満たすために、糸魚川総合病院の産科病棟について環境改善ということで、それについて支援をするということで、今回提案させていただくものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21 番（古畑浩一君）

糸魚川市における地域医療が抱える課題ということにつきましては、今ほど課長からご説明がございましたが、これは私たちも大変重要な課題だということにつきましては、十分認識しております。

昨年行われた緊急の医療対策補助金等でも、同じく5,000 万円が出てきた。私、そのときに

も申し上げてると思うんですよ。さて、しかし補正として上げるには、かなり巨額な金額じゃありませんかと。地域医療を計画的に推進していくという立場の中で考えていくなれば、計画的な地域医療に対する補助制度というものは、これは考えていかなあかと私はそのときに言ったと思っ
てます。にもかかわらず、今回、緊急性というものがどこにあるのかということに、また質問を置き
かえて答えていただきたいと思うんです。

全く計画的な行政を進めていくという考えの中では、医療問題だけが医者が足らんから
5,000万円、何だい、出産確保のために今度はまた4,000万円と、言われるままにポンポ
ン出していくんですかという考え方なんです。地域が抱える医療問題の課題解消のために努力し
てもらうことにつきましては、全く異議はありませんが、しかし、それがこういう補正の出し方
においては、これが計画行政と言えるんでしょうかね。そこら辺を緊急対策ですとかいろんな部分
の中で、検討を図ってきたんでしょう。そこが私はわからんと言うんです。緊急性というものはど
こにあるのかという考え方、それらを体系的に整備して、今後どうしていくのかという地域医療確保
に対する計画性というのは、どうなっているのかお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

地域医療の確保ということで、確かに計画的にやらなきゃならないものもあります。こちらにつ
きましては、それ以前に内在化をしてたんでしょうけれども、特に昨年末に顕在化し、1月、2月
にいろんな形で取り組んできたわけでございます。

そういう中で、最終的にどうかと言いますと、地域での産婦人科の存続が非常に危ぶまれており
ましたけれども、平成18年度は何とかこの体制を維持する。平成19年度に向けては、先ほど申
し上げた条件でなければ、これはもう糸魚川地域に産婦人科の存続は難しいという中で、19年度
前に、今できる限りの対策をとっておこうという中では、当初には盛り込めなかったんですが、
19年度前にやはりこういう形をとって、19年度に向けての体制をしいておこうということの中
で、今回提案をさせていただくものであります。

それから長期的に、あるいは計画的に進めているものとしては地域医療体制等整備推進会議、こ
ういう中で今後の地域医療のあり方については、これは糸魚川地域振興局と市の共同で、具体的に
そういう問題について議論をし、今後の方向づけをするということの中で、検討を進めてもらっ
ております。

それはそれとして、地域医療の中で当面するものとしては、救急医療と産婦人科の存続がありま
すから、しかも19年度までにある程度の形を整えないと、産婦人科の存続は難しいという中で、
今回補正で提案させていただくというもので、ご審議をいただきたいものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

前回は緊急医療の補助金で5,000万円、補正で上げたときにも私はそうだと思うんですよ。

ただ、そのときも同じ答弁で、今やらなければ医師確保ができないとか、そういう病院の存続自体が難しいんだという部分の中で、緊急性だということで通したわけなんです。

そのときに、基本的には今後医療の確保が難しい、特に産婦人科は難しい。それは市長、助役以下、鋭意努力されとるのは我々も知った。その間、計画的なものがあるならば、当初予算の計画の場の中において、産婦人科医療に対する特にこのような施設充実、もしくは確保に対する事業については、これはやはり当初予算で見込んでいく必要があったんじゃないか。だからその部分が、前々から課題だ、課題だと言ってる割には、その場、その場で補助金対策しかしてこないということについて、基本的な地域の医療をどうするかという、そういう総体的な計画ということが、私は甘いんじゃないかと、これを申し上げている。これは小林部長、どうですか。担当の部長として、もうそろそろ答弁もしていただきたいころだと思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えします。

まず、計画的な整備といえますか、具体的には市からの補助金じゃないかと思うんですけれども、これにつきましては、やはり計画に載るものと、例えば今の産婦人科、糸魚川病院の支援なんですけれども、このように緊急性を要するものというふうに、今の段階では二通りの道順といえますか、計画が出てくると思うんです。

長期的に見て地域医療をどうするかということでは、先ほど課長がお答えしましたように、今、振興局と一緒に、市と振興局で将来の地域医療はどうあるべきか、どのような姿がいいのかということで、議論させてもらっておりますけれども、それは前々からお答えしており、できれば今年度末には方向性を出したいと。方向性が出ればそれに基づきまして、当然、私どもは関係する機関、具体的には県ですとか、あるいは富山大学の方にも医師確保を含めて、お願いさせていただきます。

ただ、先ほど来申してますように産婦人科につきましては、時期の問題もあったんですけれども、どうしても補正に間に合わないということで、緊急ということで今回9月補正ということで盛りさせてもらっておりますけれども、これも当然、産婦人科だけではなくて、その先には小児科というのもございますので、これはその辺を含めた中で、当然、計画的に今後も議論されるべきものと思っております。

以上です。

21番（古畑浩一君）

これでやめます。あとは常任委員会にお任せしたいというふうに思います。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

議案200号の補正であります。4款、衛生費につきまして、産婦人科の病棟の環境改善事業の補助として4,000万円が今回補正されております。

これに関して当初、県の方の参加もあるというふうにちょっと聞いてましたが、今この財源を見ますと一般財源だけにとどまっておりますが、新聞等、9月2日付のタイムスなんですが、ちょっと市長のコメントも載ってますが、県の方の動向はどうなったのか、これが1点目。

それから4,000万円の施設の改善について、探しましたけども議案の中に参考資料が全くなかったと思うんですね。新聞の報道では病棟、それから外来もこういうふうにするという掲載があったわけで、私ども議会としてただ金額の一般財源の4,000万円だけというところでは、あまりにも上程の仕方が、いかがかなというふうに感じました。新聞で私たちが記事を見て判断するというよりも、議案の中で参考資料としてつけてほしいと思います。

この2点について、市のお考えをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

お答えいたします。

この補助金に対して県からいただければよかったんですが、いろいろ制度も調べさせていただきました。産婦人科につきましては富山県でも、あるいは新潟県でもそうではありますが、いずれにしろ各1、2名の医師でなくて重点化するところにあります。そういう意味で3、4名集めて、あるところから除いて拠点的にしていこうという方向の中で、こういうものは確かに補助がいただければよかったんでしょうけれども、そういう中でいろいろ検討してみましたけれども、そういう形ではなかった。さりとて、この産婦人科の存続は大変重要なことありますから、市単独でもやらなきゃいけないということで、今回提案させていただいております。

なお、資料につきましては、今後、常任委員会等で、委員長と相談させていただきまして、どういう図面をつければいいのか、適切な資料、ご審査いただくための資料を、相談させていただきたいと思っております。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第13．陳情第7号

+

議長（松尾徹郎君）

日程第13、陳情第7号を一括議題といたします。

本定例会において本日まで受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情第7号については、文教民生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

+

議 長

+

議 員

議 員

+